

令和2年度 高砂市における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

階層区分		3号認定		
		標準	短時間	
多子軽減の年齢制限なし	A	生活保護世帯	0円	0円
	B	市民税非課税世帯	0円	0円
	C1	市民税均等割のみの世帯	12,200円 〔0円〕	11,200円 〔0円〕
	C2	市民税所得割額 48,600円未満	15,100円 〔0円〕	14,100円 〔0円〕
	D1	市民税所得割額 57,700円未満	20,300円 〔0円〕	19,300円 〔0円〕
		市民税所得割額 72,800円未満	20,300円 〔0円〕	19,300円 〔0円〕
	D2	市民税所得割額 77,100円以下	24,700円 〔0円〕	23,700円 〔0円〕
		市民税所得割額 97,000円未満	24,700円	23,700円
	D3	市民税所得割額 133,000円未満	32,400円	31,400円
	D4	市民税所得割額 169,000円未満	38,700円	37,700円
多子軽減の年齢制限あり	D5	市民税所得割額 301,000円未満	48,000円	47,000円
	D6	市民税所得割額 397,000円未満	62,000円	61,000円
	D7	市民税所得割額 397,000円以上	64,000円	63,000円

- ※ []書きは、ひとり親世帯、障害児のいる世帯等の利用者負担額とします。
年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については無料とします。
- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用します。
- ※ 「多子軽減」とは、小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料とする制度です。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子軽減における年齢制限を撤廃します。
- ※ 「年収約360万円未満相当の世帯」とは、市民税所得割額57,700円未満の世帯(ひとり親世帯等は市民税所得割額77,100円以下の世帯)を言います。
- ※ 婚姻歴の無いひとり親家庭のうち、所定の要件に該当する場合には、地方税法上の寡婦(夫)控除がみなし適用され、保育料が減額される可能性があります。必要書類や適用要件については、幼児保育課までお問い合わせ下さい。